

令和6年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 県小学校、河原田小学校、大矢知興讓小学校、保々小学校
 （保々小学校は書面監査）
 大池中学校、保々中学校
 （保々中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和6年10月28日、10月29日、10月30日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【河原田小学校、大池中学校、保々中学校】 ※厚生労働省の定める過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられた学校 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を図ること。	【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、過労死等労災認定基準を上回った職員数は減少した。
	【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、過労死等労災認定基準を上回った職員数は減少したものの、令和8年1月末時点で、過労死等労災認定基準を上回る状況は完全には解消されていないため、上記の取り組みを継続する。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
<p>(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク</p> <p>【県小学校、大矢知興譲小学校、保々小学校】 ※年間360時間を超える時間外勤務が見受けられた学校 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、デジタル技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、年間360時間超の時間外勤務を行った職員数は減少した。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>校務支援システムや業務アシスタント及びスクール・サポート・スタッフ等の積極的な活用により業務の効率化を図っている。また、会議の時間設定や内容を精選し、職員の勤務時間の短縮に努めている。加えて、職員の月別の総勤務時間に応じた個別の相談・指導・助言を行い、各自の勤務時間管理に関する意識改革を推進している。業務分担においては、業務量の平均化を意識した分掌とすることで時間外勤務の削減に取り組んでいる。前年と比べ、年間360時間超の時間外勤務を行った職員数は減少したものの、令和8年1月末時点で、年間360時間を超える時間外勤務を行っている教職員も見受けられるため、上記の取り組みを継続する。</p>
<p>(3) 理科薬品の適正な管理におけるリスク</p> <p>【小・中学校共通事項】 公費で購入した理科薬品の廃棄に躊躇することがあるとのことであるが、児童・生徒の安全を最優先に考えることが必要である。教育委員会とも協議しながら、使用頻度を改めて確認し保管すべき量を検討して、事故のリスクを下げ、理科薬品の適正管理に努めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 5月15日</p> <p>理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、薬品使用簿の記録から使用予定がない薬品に関して、学校で処分できるものは廃棄処分し、学校で処分できないものは教育委員会からの処分の案内があるまで適正な保管、管理を行うよう指導している。令和7年5月15日付で教育委員会から理科実験時の薬品の適切な管理について改めて通知し、事故防止に向け適正な管理に努めている。</p>
<p>(4) 教員の部活動における業務負担に関するリスク</p> <p>【中学校共通事項】 複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても引き続き取り組みを進めること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 4月21日</p> <p>各学校においては、可能な範囲で複数顧問の配置を行っている。また、部活動指導員を配置し、教員の負担軽減に努めている。</p> <p>令和7年4月21日付で教育委員会から令和7年度の部活動指導員の任用・活用について通知した。</p> <p>通知内容は、1. 目的、2. 事業内容、3. 任用規定、4. 運用（勤務時間、報酬、通勤費）、5. 報告書提出方法、6. 賃金の支払方法、7. 部活動指導員活用の手引き、8. 報告書類一式等</p>

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置(具体的内容)・対応状況
<p>① 内部事務管理について【法規性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて学校内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。校長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、学校において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、各校における内部事務管理の徹底を図ること。 また校長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 あらためて全職員に対して事務執行の方法や管理についての周知を行い、事務処理の意識が低くならないようにした。また、発生しやすいミス等によるリスクを共有するとともに、管理職、事務職員等の複数によるチェック体制を整備し、内部事務管理を徹底している。 校長は自ら決裁権者、出納員であることを十分認識するとともに、職員への業務に関する知識の集積や単純ミスが生じないように牽制体制の構築に努めている。</p>
<p>イ 市内の小中学校を地域ごとに6ブロックに分けて、その中の1校に共同学校事務室を設置し、ブロック内の小中学校の事務職員が学校運営に関する支援及び各校の事務体制の強化を図るために共同で業務を行っている。共同学校事務室では財務帳票の点検業務も行っており、各校の財務会計事務の一定の適正性が保持されているとのことである。今後も、共同学校事務室での財務事務に関する知識のさらなる集積を図り、適正な事務執行に努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 31日 支出事務の事務処理誤りや支払遅延がおこらないように、共同学校事務室でのチェック体制の強化を図り、適正な事務執行に努めている。また、共同学校事務室でのチェックのみに依存しないように、校内決裁の際には予算区分・支払先情報・支払日に不備がないかを学校の目線で校長、教頭それぞれが確認をおこなっている。 共同学校事務室内や、学校と共同学校事務室での情報共有を行うことで、他校や共同学校事務室での事例を参考にし、更なる内部チェック体制の強化を図っていく。</p>
<p>ウ 相談しやすい環境づくりをすることで、若手の事務職員の学びの機会も増えると考えられる。事務職員が一人で課題を抱えることのないよう、相談しやすい環境を管理職が作り、かつ共同学校事務室にも適宜相談するなど、共同学校事務室のより一層の活用を図りながら、なおも不明な点があれば関係所属に相談する流れを確立させること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 7月 31日 管理職が窓口となり困り感などを聞くことで、事務職員が一人で課題を抱え込まないようにしている。共同学校事務室では、日々の相互支援とともに、若手支援の一つとして学校訪問を実施しており、校長と室長の連携にも努めている。また、共同学校事務室内では、財務担当・給与担当・ICT担当等、各分野の担当を置き、不明な点がある場合は、各担当に相談しやすい体制となっている。</p>
<p>エ 文書取扱規程などについて、各学校で独自の規定を定めている場合がある。この場合も、上位規定があることを十分認識し、校長会などを通じて、状況の変化などで改定がないかを毎年度確認しながら、必要な見直しなどは確実にすること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 あらためて各校根拠規程があることを十分認識しながら事務処理を行うよう確認した。 校長会等で随時情報共有を行い、規定に基づいた運用や、見直しが確実にできるよう努めている。</p>

<p>② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 各校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、教育委員会により配置され効果を上げている。 若手教員の割合が増加し、指導にあたる中堅以上の教員の割合が減少していることから、今後、各校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、教員の負担軽減に取り組むとともに、継続して教育の充実を図ること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>市費による教員配置により、さまざまな背景や課題のある児童生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができています。今後も学校の実態や課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>市費による教員配置により、さまざまな背景や課題のある児童生徒に対して、丁寧に寄り添う対応ができています。また、各校において欠員が出た際も市費による教員配置により、教育課程に支障が出ないような対応を行うことができています。今後も学校の実態や課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。</p>
<p>③ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 各校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員、医療的ケアサポーターが配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていく必要がある。特に保護者とのコミュニケーションは児童・生徒の成長に大きく影響することから重要であり、取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援委員会を定期的実施し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携し、特別な教育的支援が必要な子どもたち一人ひとりの教育的ニーズを把握し、力を高めるための適切な支援の検討や共通理解を図っている。特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、医療的ケアサポーターを適正配置し、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を継続していく。また、保護者との連携強化に努めていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>特別支援学級介助員、特別支援教育支援員、医療的ケアサポーターの適正配置をし、児童生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を行った。 また各校で校内の特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援教育委員会を実施し、相談支援ファイルを中心に、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援の検討や共通理解を図った。今後も相談支援ファイルを活用し、保護者との連携強化に努めていく。</p>

<p>イ 校外通級における送迎が保護者の大きな負担になっている側面がある。学校としても状況を把握し、負担軽減につながる意見などを教育委員会と共有するなど対応すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 今年度から小学校の情緒等通級指導教室の1教室をモデル校に指定し、他校通級の児童を対象に巡回通級を開始している。 今後も課題等を整理し、県に対し通級指導教室の設置校の拡充を要望するとともに巡回通報のあり方を検討し、体制を整えていく。</p>
<p>④ 学校内におけるいじめ、不登校等への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 ア 学校内におけるいじめや不登校等については、引き続き、登校サポートセンターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携をさらに深め、適切な対応が取れるよう取り組んでいくこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今年度の巡回通級の利点と課題を検証した。利点としては、保護者の送迎負担軽減や、在籍校との連携の深まり、児童の主訴の改善、各校の特別支援教育の広がりが挙げられた。課題としては、通級担当者の移動や教材運搬による負担、時間外労働の増加、移動時間により通級の指導時間自体が減ることが分かった。 今後は通級が必要な児童生徒がいる全ての学校に通級指導教室を設置するよう県に要望し、保護者の送迎の負担軽減を図る。</p> <p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 校内の生徒指導委員会や登校サポート委員会等の会議を定期的で開催し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが参加して情報共有等連携を図り、ケースを多角的に検討することで、対応の充実を図っていく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今年度、相談件数が多い5中学校区にスクールカウンセラーを追加配置したことにより、ケース会議等にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが参画する機会が増え、児童生徒の心のケアやいじめの早期発見・未然防止に寄与することができた。今後も、これらの専門家や関係機関と連携を密にし、児童生徒のみならず保護者の支援にも丁寧に対応していく。</p>

<p>イ 不登校への対応について、保護者だけでなく児童・生徒の思いも十分聴き取り、学校と教育委員会だけで解決を図ろうとするのではなく民間団体とも連携した取り組みを検討すること。日本語能力の問題による不登校などもありうるため、その児童・生徒の事情に沿った対応を引き続き行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日 個の不登校の状況に合わせて、担任や話せる教員が面談したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用したりして、不登校児童生徒の思いや困り感に寄り添った対応を継続する。 また、フリースクール等民間施設・団体連絡会において、子どもを真ん中に置いた連携のあり方についての意見交換を行っており、引き続き、検討を進める。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日 今年度、フリースクール等民間施設・団体との連携に係る調査を実施し、他自治体の取り組みから、民間施設・団体等との対話の重要性等について確認することができた。今後は調査結果を十分に活かしつつ、不登校児童生徒及びその家庭の状況に応じた、より柔軟で実効性のある連携を進めていけるよう取り組んでいく。</p>
<p>⑤ 教育におけるデジタル活用について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア デジタル活用の一例として、「心の天気」というシステムで毎日の児童・生徒の心の状態を把握し、担任教諭が声かけなどを行っているとのことである。こういったシステムの活用状況や効果検証について校長会などで共有する中で、郊外の学校や中心市街地にある学校といった環境による傾向の違いなどのデータをまとめてマニュアル化するなどし、より一層効果的な活用策を模索すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 7月31日 令和6年度から児童・生徒がタブレットから健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入され、すみやかな状況把握、日々の指導に活用されている。活用状況や、明らかになった効果等については、学校間で共有するとともに、今後の施策等に生かしていく。</p>
<p>イ 他市では、授業で児童・生徒が使おうとしたタブレットが正常に動作せず、学習に支障が出たケースも見られる。予備のタブレットも準備してあるとのことであるが、システム的な問題が生じた場合も対応できる仕組みづくりをしておくこと。特に教育においてはすべてデジタルを利用することが適切とも限らないので、紙媒体との併用などの視点も持って取り組むこと。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 5月 7日 日常の授業等で児童・生徒がタブレットが正常に動作しないといった問題が出た際には、システム的な問題を含めて、子どもたちの学習に支障が出ないようにするなど、改めて校長会等で指導した。 また、授業においては、授業のねらいや内容に合わせて、タブレットやプリントなど、指導効果を考えながら選定して、子どもたちの資質・能力を育成するよう指導していく。</p>
<p>⑥ ガス給湯器の活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 理科室にあるガス給湯器については、使用していない学校も見受けられる。事故のリスクがあるので、教育委員会とも調整し、将来的にも使用の見込みがないのであれば撤去すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 6月 1日 理科室にガス給湯器がない学校もあり、湯が必要な場合はポット等で対応している。理科室に給湯器（電気式含む）がある学校は、定期点検を継続し、適切に管理を行っていくが、老朽化した場合は、現在、工事契約中のものは除き、更新せず、撤去を行っていくことを教育委員会内で確認した。</p>

<p>⑦ 個人情報管理について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>現在もなお、業務のためにやむを得ず、管理職の許可を得て個人情報を含むデータなどを自宅に持ち帰る場合があるとのことである。こうした個人情報の持ち帰りは例外的な事例であることを再度認識するとともに、やむを得ず持ち帰る場合においては、定められたルールに基づいて厳格に取り扱うことを教職員にあらためて周知徹底すること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>個人情報データの持ち帰りは例外的な事例であることを再度認識するとともに、やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得て、持ち出し簿に記入等して、持ち帰るようにしている。今後も、ルールの周知徹底とともに、定期的なコンプライアンス研修の実施を通して、教職員のリスク管理意識の向上を図り、適切な個人情報管理に努めていく。</p>
<p>⑧ 新規採用職員のフォローアップについて【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>新規採用職員が担任を受け持つことも多くあるとのことであるが、経験のないまたは浅い教員は大きな精神的負担を感じるので、経験豊富な教員と同学年で組ませるなどしつつ管理職も話を聞くなど、一人で悩みを抱え込まないための丁寧なケアを行うこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>管理職・拠点校指導教員・校内指導教員・学年主任・指導部長などが中心となり、職場全体でのフォローアップに努めている。新規採用職員が一人で悩みを抱え込まないように、職場での丁寧な対話を行っていく。</p>
<p>⑨ 耐震対策について【有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】</p> <p>冷蔵庫等、重量のある家具が一部固定されておらず、地震発生時に転倒する危険性がある。また、棚自体は耐震対策がなされているものの、高いところの物が落下する、扉のガラスが割れて理科薬品などが飛び出すといった可能性も考えられる状況が見受けられた。紐を張る、ガラスに飛散防止フィルムを貼るなどの対策を行うこと。</p> <p>窓ガラスについても、断熱シートを張ることで割れたときの飛び散りを防ぐ効果も一定程度得られるので、そういった視点で全体を見回り確認すること。</p>	<p>【 措置済 】 令和 7年 6月 1日</p> <p>重量のある家具について、スチールロッカーや掃除用具ロッカーはL字金具や紐等で固定するほか、転倒防止マットを設置した。</p> <p>また、校舎等の窓ガラスについて、強化ガラスや網入りガラス以外の透明ガラスやすりガラスには飛散防止フィルムが貼られていることを確認した。</p>

<p>⑩ 学校ホームページの活用など情報発信について 【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 アクセス件数の把握なども行いながら、多くの人が見たくなるページ作り、地域性を活かしたページ作りに取り組むこと。通信は紙媒体で発行している学校もあり、その利点もある一方、データによる発行の方が更新頻度を高くしやすい利点もあり、保護者の意見も聞きながら紙とデータのバランスを考えること。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>学校ホームページは、各学校の取り組みを迅速に発信するための手段として積極的に活用するよう働きかけていく。紙媒体による発信も併用していくが、保護者や地域の意見等を踏まえながら、少しずつ学校ホームページやHome & School（学校保護者連絡システム）などによる発信に移行していく。</p>
<p>⑪ 民間プールを活用した水泳授業の委託について 【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】</p> <p>【小・中学校共通事項】 民間プールでの水泳授業の委託については児童・生徒や保護者、教員からの評価も高いとのことである。近隣に活用可能な民間プールがない学校では移動に課題がある場合もあるが、各学校間や教育委員会との間で十分に情報共有を行い、利点を活かせるよう取り組むこと。</p>	<p>【 継続努力 】 令和 7年 7月31日</p> <p>小学校においては、児童・保護者・教職員からの評価が高いことから、民間プールを活用した水泳授業の委託を拡大していく。 中学校においては、全小学校による民間プールを活用した水泳授業の委託の実施の課題等を踏まえ、検討していく。</p> <p>【 継続努力 】 令和 8年 1月31日</p> <p>小学校においては、児童・保護者・教職員からの評価が高いことから、民間プールを活用した水泳授業の委託を拡大していく。 中学校においては、全小学校による民間プールを活用した水泳授業の委託の実施の課題等を踏まえ、検討していく。</p>

<p>⑫ 外部侵入者の防止について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 防犯カメラの有無にかかわらず、乗り越えて侵入できるような箇所がないか、児童・生徒の安全を最優先にあらためて確認すること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 防犯カメラの映像を職員室で常時見られるようにし、監視を行っている。校舎内外を定期的に見回りを行うことで、児童生徒の安全を最優先に考えて取り組んでいる。 乗り越えて侵入できるような箇所がないか校内で調査を行い、現在課題がないことを確認した。</p>
<p>⑬ 薬物濫用防止教室について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校薬剤師による、児童・生徒への薬物濫用防止教室が開催されているとのことである。全国的に、未成年が誤った薬の使い方をするケースが問題となっているが、この学びが将来活用できるように、薬剤師とも相談してより内容を高めるよう取り組むこと。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 学校では、薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付け、学校薬剤師を講師として、薬物乱用防止教室を実施している。その中では、正しい薬の使い方についての指導のほか、同教室での学びが将来につながるように、自分自身の生き方とつなげて考えることができるような内容とするなど工夫している。監査後、あらためて児童・生徒が誤った薬の使い方をしないよう、学校薬剤師と相談しながら改善に努めた。</p>
<p>⑭ 熱中症対策における配慮について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 近年は、夏場などの熱中症の危険が大きくなっており、登校後に着替えを希望する児童・生徒は着替えを持ってくるなどの対応が行われている。要支援家庭の児童・生徒などで家庭で着替えを用意できない場合、申し出があれば体操服や卒業生が置いて行ってくれた服を着ることができるよう、保健室に準備してあるとのことであるが、使いたいときに容易に使用できるよう努めること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 1日 着替えについては、暑い時期の着替えだけでなく嘔吐や雨天時など、年間を通して着替えが必要となることがあるため、申し出があれば誰でもいつでも貸し出せるように、貸出用の体操服があることを児童・生徒に周知している。監査後、あらためて要支援家庭などで着替えを用意できない児童・生徒については、普段から様子を見守る中で、教職員が適切な支援を行うように努めた。</p>
<p>⑮ 地域との連携について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【中学校共通事項】 中学校においても、見守り活動を通じて地域との連携が密になっている小学校同様、地域との関係を大事にすること。</p>	<p>【継続努力】 令和 7年 7月 31日 小学校においては、地域や保護者と連携した児童の登下校の見守り活動が積極的に実施されている。中学校においては、各中学校区の通学路の安全性等を踏まえ、必要性などについて検討していく。</p> <p>【継続努力】 令和 8年 1月 31日 小学校においては、児童の登下校の見守り活動を通じて、地域との連携が図られている。今後、中学校においても、放課後の学習支援や地域活動への参加等を通じて、地域との関係を密にしていく。</p>
<p>⑯ 内部事務管理について【合規性の視点】 【河原田小学校】 不用となった備品の棄却において不備があり、後日修正処理したものがみられたが、ルールに則った事務処理をその都度適切に行うよう努めるとともに、事務の適正執行について改めて校内で周知を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和 7年 6月 30日 会計管理課通知の「不用備品の利活用及び処分要領」に基づき、適切な事務手続きを行い、備品の廃棄を行うよう努める。令和7年6月30日の職員打ち合わせで、事務の適正執行について、不用となる備品が発生した場合は、利活用調査、処分手続が必要であることの周知を行った。</p>